

「2026羽島市発明くふう展 くふうの部」開催要綱

(目的)

発明くふう展は、次代を担う児童・生徒の創意工夫と努力の積み重ねから生まれる、優れたアイデア発明考案品を一堂に展示し、広く市民の発明思想の高揚と科学技術の振興発展に寄与するために開催します。

(募集作品)

自作又は共同の発明・くふう作品

(応募のきまり)

1. 応募資格は、羽島市立学校の児童生徒及び県立羽島特別支援学校の小学部・中学部の児童生徒とします。
2. 作品は1人あるいは共同（3名以内）で「発明くふうしたもの」に限ります。
3. 一つの作品について、二つ以上の出品物がある場合は、それぞれに出展票を付し個数番号（2-1・2-2）をつけてください。
4. 共同作品（3名以内）の場合は、全員の氏名を記入してください。
5. 作品の大きさは、縦・横・高さとも1m以内、重さは20kg以内とします。
この大きさ・重さ以内でないと県展の審査対象外となります。
6. 応募点数は、同一の児童・生徒から1点とします。また、同一の児童・生徒が1人で出品した作品と、「共同作品の出品者の1人」の両方で応募することはできません。

(出品方法)

- ・申込書を記入し、**9月4日（金）までに**商工観光課へメールにて提出してください。
- ・出展票に必要事項を記入し、作品に添付のうえ**9月7日（月）午前10時30分から午後2時までの間に**不二羽島文化センター1F 展示室 円空へ搬入してください。
- ・氏名に異体字等がある場合は、紙文書にて正式な氏名で提出してください。ただし入賞者名簿等には表示できない場合があります。

(審査)

- ・令和8年9月9日（水）午前10時から
- ・主催者及び主催者が委嘱した審査員が厳正に審査します。

(表彰)

- ・審査のうえ、優秀なものには、次の賞を贈ります。
- ・岐阜県知事賞（1点）・羽島市長賞（1点）・一般社団法人岐阜県発明協会会長賞（1点）・羽島市教育長賞（1点）・羽島支会長特別賞（3点）・羽島支会長賞（6点）・奨励賞（5点）・努力賞（5点）・入選（10点）

合計33点

(表彰式)

令和8年9月13日(日)午後3時から4時まで

(表彰式対象者)

岐阜県知事賞・羽島市長賞・一般社団法人岐阜県発明協会会長賞・羽島市教育長賞・羽島支会長特別賞・羽島支会長賞

※奨励賞・努力賞・入選者は、後日各学校において表彰してください。

(くふう作品説明)

- ・令和8年9月13日(日)午後2時から3時まで
- ・くふうの部の表彰式対象者の中で希望する児童・生徒は、くふう展会場で作品の使い方や発案のきっかけなどを来場者に説明していただきます。
- ・集合時間等の詳細については、希望者へ別途文書にてご案内いたします。

(作品の搬出)

9月14日(月)表彰式翌日(午後1時から4時)を予定しております。

(注意事項)

- ・特許等権利取得意思がある場合は、出願してから出展してください。
- ・著作者に無断で作品に曲を用いることや、歌詞を表示することは、著作権侵害にあたる為、製作前に許可を得、使用料を納付する必要があります。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りではありません。また、キャラクター(例えばピカチュウ、ドラえもん、ミッキーマウスなど)の使用についても、事前に著作者の了解を求めることが必要です。従って、著作権侵害にあたる作品は、賞の対象としないことがあります。
- ・作品及び応募資料に記載された情報は本展普及等の目的で、主催者及び後援団体等の印刷物・ホームページ等へ掲載させていただく場合があります。

(出品物の管理)

作品の搬入後、その取扱保管には最善の注意を払いますが、万一、火災・盗難その他不可抗力により紛失または破損した場合、責任を負いません。特に、一般観覧者が来場する展覧会場において作品に破損・故障等が発生した場合についての責任は負いかねますので、予めご了承ください。

(その他)

優秀な作品については、岐阜県発明くふう展及び全日本学生児童発明くふう展に出品推薦します。

「2026羽島市発明くふう展 絵画の部」開催要綱

(目的)

子供のもっている未来への夢や探究心、創造力を伸ばす一助として、自由奔放な発想や純粋で素朴な心を絵に表現してもらうことを目的に開催します。

(募集作品)

「未来の科学の夢や未来の世界」を描いたもの

(応募のきまり)

1. 応募資格は、羽島市立学校の児童生徒及び県立羽島特別支援学校の小学部・中学部の児童生徒とします。
2. 画材は絵の具・クレヨン・クレパス・サインペン等自由です。
3. 絵の大きさは、画用紙B3判(36.4㎝×51.5㎝)、または四つ切りの画用紙(約38㎝×54㎝)とします。ただし、立体は除きます。
4. 同一の児童・生徒からの応募点数は、1人1点とします。
5. 厚さ3mmを超える作品は、応募できません。
6. 作品は、手書きされたものであり、パソコン画は対象としません。

(出品方法)

- ・申込書を記入し、**9月2日(水)までに商工観光課へメールにて提出してください。**
- ・応募票に必要事項を記入し、絵画と一緒に**9月3日(木)午前10時30分から午後2時までの間に羽島市役所 302会議室へ搬入してください。**
- ・氏名に異体字等がある場合は、紙文書にて正式な氏名で提出してください。ただし入賞者名簿等には表示できない場合があります。
- ・作品には、(別紙)絵画の貼り方を参考に応募票を貼り付けて出品してください。
※画用紙は、各自(各学校)でご用意ください。

(審査)

- ・令和8年9月4日(金)午前10時から
- ・主催者が委嘱した審査員が厳正に審査します。

(表彰)

- ・審査のうえ、優秀なものには、次の賞を贈ります。
- ・羽島市長賞(1点)・一般社団法人岐阜県発明協会会長賞(1点)・羽島市教育長賞(1点)・羽島支会長賞(9点)・奨励賞(5点)・努力賞(5点)・入選(20点)

合計42点

(表彰式)

令和8年9月13日(日)午後3時から4時まで(予定)

(表彰式対象者)

羽島市長賞・一般社団法人岐阜県発明協会会長賞・羽島市教育長賞・羽島支会長賞
※奨励賞・努力賞・入選者は、後日各学校において表彰してください。

(作品の搬出)

9月14日(月)表彰式翌日(午後1時から4時)を予定しております。

(注意事項)

- ・著作者に無断で作品に曲の歌詞を表示することは、著作権侵害にあたる為、製作前に許可を得、使用料を納付する必要があります。ただし、童謡等権利期間外の曲はこの限りではありません。また、キャラクター(例えばピカチュウ、ドラえもん、ミッキーマウスなど)の使用についても、事前に著作者の了解を求める必要があります。従って、著作権侵害にあたる作品は、賞の対象としないことがあります。
- ・作品及び応募資料に記載された情報は本展普及等の目的で、主催者及び後援団体等の印刷物・ホームページ等へ掲載させていただく場合があります。

(出品物の管理)

作品の搬入後、その取扱保管には最善の注意を払いますが、万一、火災・盗難その他不可抗力により紛失または破損した場合、責任を負いません。特に、一般観覧者が来場する展覧会場において作品に破損・故障等が発生した場合についての責任は負いかねますので、予めご了承ください。

(その他)

優秀な作品については、岐阜県発明くふう展及び未来の科学の夢絵画展に出品推薦します。

「未来の科学の夢絵画展」の入選作品は約1年半後に返却されます。